

平成29年度 千葉県鳥獣保護区等位置図 (南部地区)

狩猟者登録証の返納
鳥獣の捕獲報告 } は3月15日まで

狩猟事故・違反の防止に細心の注意を!!

この図面は保護区等の位置を示したものです。万一区域が明確に判別できないときは標識を確認するとともに地元狩猟者又は県出先機関におたすください。

千葉県内では狩猟期間中も有害鳥獣の捕獲が実施されていますので、狩猟を行う際は十分に注意ください。

重大事故防止のため、大粒散弾(6・9・15粒)の使用は自粛していただきますよう、御協力をお願いします。

お願い
足輪ついた鳥獣を捕獲、拾得されたときは、その場所と足輪のナンバリングなどを下記「狩猟についてのおたすね先」へお知らせ下さい。

(注意事項)

- 千葉県では、キツネ、メスヤマドリ、メスキジの捕獲が禁止されていますので捕獲しないでください。
- 日12時から、香取市や田舎地域での銃撃は、銃撃が使用できなくなるので注意してください。銃撃に際しては、狩猟地帯及び周辺の標識を十分に確認してください。
- 同時に131番以上のものを使用方法、とらばさみ及び規定の標識を付けた網又はわなを使用する方法で狩猟することができません。違反すると罰金がありますので注意してください。
- 「網(わな)」は法定標識のため、使用する場合は狩猟者登録が必要となります。(例外規定あり)
- 禁止されている標識等(標識又は数値をいれ、以下同じ。)方法
1. ネットや平足ワナやワナ等の網標識を組む場合は、はり網を使用する方法。(人か操作することによってはり網を動かして捕獲する方式を除く。)
- 2. 1枚の長さ100センチの網又は、これより1枚の長さ100センチを使用する方法。
- 3. 飛行中の飛行機若しくは進行中の自動車又はオートバイの上から銃撃する方法。
- 4. 構造の一部として75センチ以上の直径を定めておくことのできる弾倉のある銃撃を使用する方法。
- 5. 夜間であるライフル銃(ビスマ、フナノリ、インシ及びニコシタ)にあっては、1枚の長さ100センチ以下のワナを組むこと。ワナを使用する方法。(千重では、ライフル銃の使用は禁止されています。)
- 6. 空気銃弾を使用する方法。
- 7. 同時に131番以上のものを使用方法、とらばさみ及び規定の標識を付けた網又はわなを使用する方法。
- 8. 鳥獣及びニコシタ等の標識を組むこと、くわ(わ)の構造の12センチメートルを超えるもの(※)、射撃禁止金網が張られているもの、より多くとらまえておけるもの(※)、射撃禁止金網が張られているもの、より多くとらまえておけるもの(※)と変更する予定です。
- 9. ビスマ、フナノリ、インシ及びニコシタ以外の銃撃の捕獲をするため、くわ(わ)の構造の12センチメートルを超えるもの、射撃禁止金網が張られているもの、より多くとらまえておけるもの(※)と変更する予定です。
- 10. 1枚の長さ100センチ以下のワナを組むこと、くわ(わ)の構造の12センチメートルを超えるもの(※)、射撃禁止金網が張られているもの、より多くとらまえておけるもの(※)と変更する予定です。
- 11. 1枚の長さ100センチ以下のワナを組むこと、くわ(わ)の構造の12センチメートルを超えるもの(※)、射撃禁止金網が張られているもの、より多くとらまえておけるもの(※)と変更する予定です。
- 12. 1枚の長さ100センチ以下のワナを組むこと、くわ(わ)の構造の12センチメートルを超えるもの(※)、射撃禁止金網が張られているもの、より多くとらまえておけるもの(※)と変更する予定です。
- 13. 1枚の長さ100センチ以下のワナを組むこと、くわ(わ)の構造の12センチメートルを超えるもの(※)、射撃禁止金網が張られているもの、より多くとらまえておけるもの(※)と変更する予定です。
- 14. 1枚の長さ100センチ以下のワナを組むこと、くわ(わ)の構造の12センチメートルを超えるもの(※)、射撃禁止金網が張られているもの、より多くとらまえておけるもの(※)と変更する予定です。

○ 狩猟についてのおたすね先(図中※印)

番号	名称	所在地	電話番号
1	環境生活部自然保護課	千葉市中央区市場町1-1	043(223)2972
2	葛南地域振興事務所	船橋市東町1-3-1 フェリス附	047(424)8092
3	東葛飾地域振興事務所	松戸市小根4-7	047(361)4048
4	印旛地域振興事務所	佐倉市御木村田町1-1	043(483)1447
5	香取地域振興事務所	香取市北原1-92-11	0478(54)7505
6	海豊地域振興事務所	旭市1-1997-1	0479(64)2825
7	山武地域振興事務所	東金市新堀1-11	0475(55)3862
8	長生地域振興事務所	茂市市茂原1102-1	0475(26)6731
9	夷隅地域振興事務所	夷隅郡大多喜町第414	0470(82)2451
10	安房地域振興事務所	館山市北条402-1	0470(22)8711
11	荻津地域振興事務所	木更津市貝33-13-34	0438(23)2285

○ 狩猟鳥獣の捕獲禁止

鳥獣の種類	捕獲禁止	区域	期間
メスヤマドリ及びメスキジ	一 全面禁止(狩猟期間中に限り)	千葉県全域	平成29年9月15日から平成30年9月15日まで
オスヤマドリ	一 全面禁止(狩猟期間中に限り)	千葉県全域	1月1日から3月15日まで(平成31年1月1日まで)
キツネ	一 全面禁止(狩猟期間中に限り)	千葉県全域	平成29年11月1日から平成30年10月31日まで

○ 狩猟鳥獣の捕獲制限

鳥獣の種類	捕獲制限	区域	期間
メスヤマドリ及びメスキジ	一 全面禁止(狩猟期間中に限り)	千葉県全域	平成29年9月15日から平成30年9月15日まで
オスヤマドリ	一 全面禁止(狩猟期間中に限り)	千葉県全域	1月1日から3月15日まで(平成31年1月1日まで)
キツネ	一 全面禁止(狩猟期間中に限り)	千葉県全域	平成29年11月1日から平成30年10月31日まで

国指定鳥獣保護区(1箇所)

番号	名称	所在地	地 区	期 間	記 載	備 考
1	津 野 鳥 獣 保 護 区	千葉県津野町	千葉県津野町	41(40) 20(11)~40(10)31	北 部	※

県指定鳥獣保護区(59箇所)

番号	名称	所在地	地 区	期 間	記 載	備 考
1	千 葉 野 鳥 獣 保 護 区	千葉市	千葉県千葉市	2(256) 27(11)~37(10)31	北 部	※

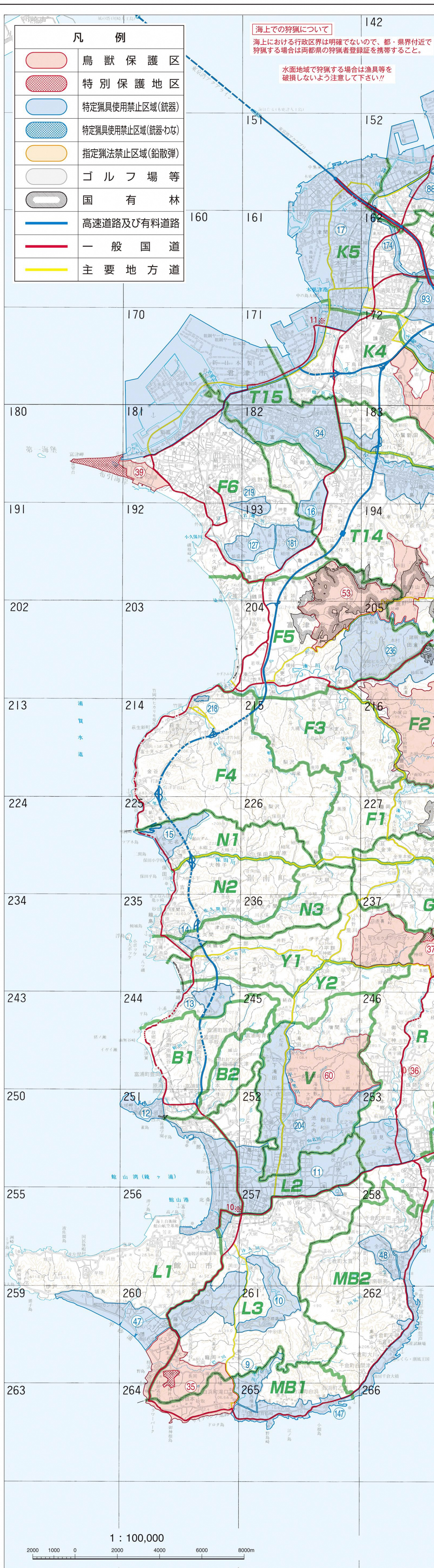
(平成29年11月1日現在)

特定猟具使用禁止区域(銃器)(26箇所)

番号	名称	所在地	地 区	期 間	記 載	備 考
1	東 葛 飾 市 川 崎 橋 渡 安 保 野 鳥 獣 保 護 区	千葉県東葛飾市	千葉県東葛飾市	52(260) 29(11)~39(10)31	北 部	※

指定猟法禁止区域(鉛散弾)(1箇所)

番号	名称	所在地	地 区	期 間	記 載	備 考
1	千 葉 野 鳥 獣 保 護 区	千葉市	千葉県千葉市	2(256) 27(11)~37(10)31	北 部	※



千葉県における日・日没時刻 (平成29年11月15日 - 平成30年9月15日)											
年月日	出	日	出	日	出	日	出	日	出	日	出
2011.11.5	6:15	16:33	2012.9.1	6:37	16:26	2013.1.2	6:40	16:38	2013.5.26	6:44	17:01
16	6:16	16:32	10	6:38	16:27	3	6:40	16:39	27	6:43	17:02
17	6:17	16:32	11	6:39	16:27	4	6:40	16:40	28	6:43	17:03
18	6:18	16:31	12	6:39	16:27	5	6:40	16:40	29	6:42	17:04
19	6:19	16:31	13	6:40	16:27	6	6:40	16:41	30	6:41	17:05
20	6:20	16:30	14	6:41	16:27	7	6:40	16:42	31	6:40	17:06
21	6:21	16:30	15	6:41	16:28	8	6:40	16:43	30	6:41	17:07
22	6:22	16:29	16	6:42	16:28	9	6:40	16:44	2	6:40	17:08
23	6:23	16:29	17	6:43	16:28	10	6:40	16:45	3	6:39	17:09
24	6:24	16:28	18	6:43	16:29	11	6:40	16:46	4	6:37	17:10
25	6:25	16:28	19	6:44	16:29	12	6:40	16:46	5	6:36	17:11
26	6:26	16:28	20	6:44	16:30	13	6:40	16:47	6	6:36	17:12
27	6:26	16:27	21	6:45	16:30	14	6:40	16:48	7	6:35	17:13
28	6:27	16:27	22	6:45	16:31	15	6:40	16:49	8	6:34	17:14
29	6:28	16:27	23	6:46	16:31	16	6:40	16:50	9	6:33	17:15
30	6:29	16:27	24	6:46	16:32	17	6:40	16:51	10	6:32	17:16
31	6:30	16:27	25	6:47	16:33	18	6:40	16:52	11	6:31	17:17
2	6:31	16:27	26	6:47	16:33	19	6:40	16:53	12	6:30	17:18
3	6:32	16:26	27	6:48	16:34	20	6:40	16:54	13	6:29	17:19
4	6:33	16:26	28	6:48	16:34	21	6:40	16:55	14	6:28	17:20
5	6:34	16:26	29	6:49	16:35	22	6:40	16:56	15	6:27	17:21
6	6:35	16:26	30	6:49	16:36	23	6:40	16:57	16	6:26	17:22
7	6:36	16:26	31	6:49	16:36	24	6:40	16:58	17	6:25	17:23
8	6:36	16:26	30	6:49	16:37	25	6:40	16:59	18	6:24	17:24